账

# 髙和果公報

発 高 知 市 丸 Z 20号 ア 7 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示 ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律による医療機関の指定(福祉指導課) ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律による指定医療機関の 事業の廃止の届出 1 ○大規模小売店舗に関する変更の届出 (2件) (経営支援課) 1 ○告示 (漁業災害補償法による単位漁場 区域の設定及び告示の廃止) の一部改 (水産政策課) ○公共測量の実施の通知 (用地対策課) 公 告 ○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課) ○十地改良区の定款変更の認可(2件)( " ) 高知県公安委員会告示 ○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 ◎正誤(令2・3・31付け 教育委員会規則ほか)

#### 高知県告示第378号

医療機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和2年5月15日

高知県知事 濵田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日 瀬戸歯科診療所 土佐市高岡町乙153番地 令 2・2・12 三 谷 医 院 香南市野市町西野555-2 " 4・1

#### 高知県告示第379号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年5月15日

高知県知事 濵田 省司

#### 高知県告示第380号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和2年5月15日

高知県知事 濵田 省司

#### 1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社よどや 代表取締役 佐藤 文則

(2) 届出者の住所

高知市高須一丁目5番30号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 よどやドラッグ福井店

高知市福井町字カマフタ738番ほか

- (4) 変更しようとする事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び 閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
よどやドラッグ福井店	午前9時	午後12時

#### (変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻

|よどやドラッグ福井店 | 24時間

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前8時30分から午前零時30分まで (変更後) 24時間

(5) 変更年月日

令和2年4月10日

- 2 届出年月日
  - 令和2年4月10日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 高知市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏 名
- (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

#### 高知県告示第381号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和2年5月15日

高知県知事 濵田 省司

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称

株式会社フタガミ 代表取締役 松岡 正憲

(2) 届出者の住所

南国市双葉台1番地

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

よどやドラッグ大方店

幡多郡黒潮町入野620番ほか

- (4) 変更しようとする事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び 関店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	

よどやドラッグ大方店 | 午前9時 午後9時

#### (変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
よどやドラッグ大方店	午前9時	午後12時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前)午前8時30分から午後9時30分まで (変更後) 午前8時30分から午前零時30分まで
- (5) 変更年月日 令和2年4月10日

令和2年4月10日

- 2 届出年月日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 黒潮町役場
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏
- (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

#### 高知県告示第382号

平成30年11月高知県告示第872号 (漁業災害補償法による単位 漁場区域の設定及び告示の廃止)の一部を次のように改正する。 令和2年5月15日

高知県知事 濵田 省司

小割り式魚類養殖業の表中

「溜所加入区 区第3,035号の漁業権の漁場の区域」

「溜所加入区 区第3.074号の漁業権の漁場の区域」

「ヂョヂョウ婆沖加入 区第3,045号の漁業権の漁場の区域

古泊加入区 区第3,046号の漁業権の漁場の区域 くろみど沖加入区 区第3,047号の漁業権の漁場の区域 赤崎沖加入区 区第3.048号の漁業権の漁場の区域 |

区第3,047号、区第3,048号、区第 3,075号、区第3,076号、区第3,077号

及び区第3.078号の漁業権の漁場の区

に改める。

「泊浦加入区

#### 高知県告示第383号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとお り公共測量を実施する旨の通知を令和2年4月27日に受けたの で、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同 法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年5月15日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量 (用地測量)

2 作業期間

令和2年4月14日から令和2年7月10日まで

3 作業地域

長岡郡大豊町立川上名

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定によ り、物部堰井筋土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員 の届出があった。

令和2年5月15日

高知県知事 濵田 省司

役名 氏 名 住 所 (银仟) 理事 島内 幹夫 南国市物部83番地

政木 榮富 " 1263番地 島内 信雄 " 〃 170番地

中村 元聰 " 〃 1210番地

山本喜久男 " 立田1307番地の3 恒石 隆正 ル 物部1450番地

小松 龍浩 # **# 976・977番地** 

吉本 正仁 " 田村乙822番地の6

島内 孝之 " 物部873番地 石川 幸司 ル 田村乙773番地

監事 野村 正明 " 物部818番地

IJ 島内 啓二 " 〃 646番地

(就任)

理事 島内 幹夫 南国市物部83番地

中村 元聰 " 〃 1210番地

鳥内 孝之 ル 〃 873番地

吉本 正仁 " 石川 幸司 " 773番地

恒石 隆正 # 〃 1450番地

鳥内 信雄 " 〃 170番地

政木 榮富 " 〃 1263番地

野村 正明 " 〃 818番地

田村乙822番地の6

鈴木 照丈 " 物部933番地

監事 濱田 暁 " 前浜2332番地 鳥内 啓二 〃 物部646番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定によ り、物部堰井筋土地改良区の定款の変更を令和2年4月22日に認 可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日 の翌日から起算して6筒月以内に、高知県を被告として(訴訟に おいて高知県を代表する者は高知県知事となる。)、この認可の 取消しの訴えを提起することができる。

令和2年5月15日

高知県知事 濵田 省司

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定によ り、野市下井堰土地改良区の定款の変更を令和2年4月22日に認 可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った目 の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟に おいて高知県を代表する者は高知県知事となる。)、この認可の 取消しの訴えを提起することができる。

令和2年5月15日

高知県知事 濵田 省司

 $\sim$ 1

公安委員会告示

#### 高知県公安委員会告示第6号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則 第3号。以下「規則」という。)第2条(規則第10条第2項にお いて準用する場合を含む。)の規定により、技能検定員審査及び 教習指導員審査(以下「審査」と総称する。)を次のとおり実施 する。

令和2年5月15日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

- 1 審査の種類、期日及び場所
- (1) 審査の種類

規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審查及 び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免 許(以下「大型自動車免許等」という。)

イ 普通自動車免許

ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動 二輪車免許及び牽引免許(以下「特定第一種免許」とい う。)

- エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普 通自動車第二種免許(以下「大型自動車第二種免許等」 という。)
- (2) 審査の期日

令和2年6月15日(月)から同月26日(金)まで(土曜日 及び日曜日を除く。)

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地

高知県警察本部交通部運転免許センター

- 2 審査の申請手続に関する事項
- (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査 申請書(以下「審査申請書」という。)を高知県公安委員会 に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

- (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。
- (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習 指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の 資格者証を提示すること。
  - ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう とする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資 校考証
  - イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう とする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資 校考証
  - ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう とする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資 格者証
  - エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう とする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資 格者証
  - オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう とする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資 格者証
  - カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう とする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資 格者証
- 3 審査の実施に関する事項
- (1) 技能検定員審査の方法等

	項目	細目	方法等
	大車等自許定免許を対している。	技能検定員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	能検定に関する技能	自動車の運転技能 に関する観察及び 採点の技能	実技試験により行うもの とし、その合格基準は、95 パーセント以上の成績であ ること。
	大車等自許定免能別型免ぎ車び一の定式動計通免特種技に	教則の内容となっ ている事項 自動車教習所に関 する法令について の知識	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格 基準は、論文式のものにあ っては85パーセント以上、 その他のものにあっては95 パーセント以上の成績であ ること。
	関する知識	技能検定の実施に 関する知識 自動車の運転技能 の評価方法に関す る知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	大型自動 車第二等の 技能関す に関する	技能検定員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験の方法に準じて 行うものとし、その合格基 準は、90パーセント以上の 成績であること。
	技能	自動車の運転技能 に関する観察及び 採点の技能	実技試験により行うもの とし、その合格基準は、95 パーセント以上の成績であ ること。
	大型自動 車第二種 免許等の 技能検定	旅客自動車運送事 業及び自動車運転 代行業に関する法 令についての知識	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格 基準は、論文式のものにあ

に関する知識		っては85パーセント以上、 その他のものにあっては95 パーセント以上の成績であ ること。
	自動車の運転技能 の評価方法に関す る知識	論文式の筆記試験により 行うものとし、その合格基 準は、95パーセント以上の 成績であること。

#### (2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動 車 免 普通 自動車免 許及び特	教習指導員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験の方法に準じて 行うものとし、その合格基 準は、85パーセント以上の 成績であること。
定第一種免許の対する技能	技能教習(自動車 の運転に関する技 能の教習をいう。 以下同じ。)に必 要な教習の技能	実技試験又は面接試験に より行うものとし、その合 格基準は、それぞれ80パー セント以上の成績であるこ と。
	学科教習(自動車 の運転に関する知 識の教習をい う。)に必要な教 習の技能	
大型自動 車 免 普通 等、動車 が 許及び 等	教則の内容となっ ている事項その他 自動車の運転に関 する知識	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格 基準は、論文式のものにあ っては85パーセント以上、
定第一種 免許の教 習に関す る知識	自動車教習所に関 する法令について の知識	その他のものにあっては95 パーセント以上の成績であ ること。
O VHINA	教習指導員として 必要な教育につい ての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。

大型自動 車第二種 免許等都 技能教習 に関する	教習指導員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験の方法に準じて 行うものとし、その合格基 準は、85パーセント以上の 成績であること。
技能	技能教習に必要な 教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動 車第二種 免許等の 技能教習 に関する 知識	旅客自動車運送事 業及び自動車運転 代行業に関する法 令についての知識	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格 基準は、論文式のものにあ っては85パーセント以上、 その他のものにあっては95 パーセント以上の成績であ ること。

### (3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査(大型自動車免許等23,400円、普通自動 車免許19,500円、特定第一種免許14,700円、大型自動車第 二種免許等21,500円)
- イ 教習指導員審査(大型自動車免許等14,550円、普通自動 車免許11,850円、特定第一種免許9,650円、大型自動車第 二種免許等12,450円)

#### 4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係(電話番号088-893-1221内線380)に問い合わせること。

₹

恒

## 正誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤		
令2·3·31	号外19	◎ 育 員 規	2	左 (9)	次のように <u>改正する。</u>	次のように <u>改める。</u>		
		◎ 育 員	8	左 (12·13)	<u>法</u> 第26条の 6 第 7 項第 1 号	同法第26条の6第7項第1号		
		貝訓令		左 (18·19)	<u>法</u> 第22条の3第1項若しくは <u>法</u> 第26条の6第7項第2号	同法第22条の3第1項若しくは同法第26条の6第7項第2号		
令2・4·1	号外24	◎規 則	2	中 (1)	( <u>次条第1項第1号</u> において「授業料等減免対象者」という。)	( <u>次条第1号</u> において「授業料等減免対象者」という。)		
	号外25 ◎訓 5 左 次のように <u>改正する。</u> 令 (17)		次のように <u>改正する。</u>	次のように <u>改める。</u>				
		◎ 育 員 規	28	右 (32)	この規則は、 <u>公布の日</u> から施行する。	この規則は、令和2年4月1日から施行する。		
		<ul><li>◎教 30 右 補佐するものとする。</li><li>育長 訓令</li></ul>		補佐するものとする。	補佐するものとする			
	号外26	<ul><li>○警察本</li><li>部令</li></ul>	2	中 (25)	高知県警察本部訓令第10号	高知県警察本部訓令第1号		
令2·4·7	10225 ○告 1 右 同条第18項の規定により   示 (16)		同条第18項の規定により	同条第16項の規定により				
				右 (27)	同条第18項の規定により	同条第16項の規定により		

報

令2·4·10	10226	<ul><li>○高</li><li>知県</li></ul>	20	右 (43~45)	٦	1		F			1
		人事 委員	21	左 (1~7)	議会事務局 監查委員事務局	事務局次長			議会事務局	事務局次長	
		会告示			労働委員会事務	事務局長			監査委員事務局		
					局収用委員会事務局		J		労働委員会事務 局 収用委員会事務 局	事務局長	

9